

## 令和3年度山形県産農産物流通実態調査

質問事項 1	1月新規開設のため、決算書はないが、それでも応募できるか。
回 答 1	<p>応募資格要件を満たしていれば、応募可能です。</p> <p>なお、提出書類のうち、会社設立1年未満のため、決算書がない場合には、決算書に代わる財務状況が分かる資料を御提出ください。財務状況が分かる資料もない場合には、提出できない旨を記載した理由書を提出してください（様式不問）。</p>

質問事項 2	調査を再委託する場合の条件等はあるか。
回 答 2	<p>今回の調査では、再委託は原則としてできません。ただし、あらかじめ書面により山形県の承認を得た場合は可能です。なお、再委託先の業者についても募集要項の応募資格要件を満たしている必要があります。</p>

質問事項 3	調査基準日はいつか。
回 答 3	<p>特に調査基準日の定めはありません。業務委託期間において、仕様書に記載の調査が適切に行えるよう設定願います。</p>

質問事項 4	調査費の支払いはいつになるか。また、概算払いは可能か。
回 答 4	<p>委託料の支払いについては、下記の流れになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく山形県に対して業務完了報告書を提出</li> <li>②山形県は、業務完了報告書を受領後10日以内に成果品について検査を実施</li> <li>③検査に合格したときは、受託者は山形県に対し委託料の請求書を提出</li> <li>④山形県は、請求書受領後30日以内に委託料を支払い</li> </ol> <p>なお、委託業務を行うため山形県が必要があると認めるときは、前金払を請求することが可能です。</p>

質問事項 5	<p>前回の調査報告はあるか。ある場合、閲覧は可能か。ない場合、類似の調査報告には、どのようなものがあり、閲覧は可能か。</p>
回 答 5	<p>今回の調査は、近年多様化している農産物の流通形態等を正確に把握することを目的として新たに実施するものであるため、前回の調査報告書はありません。</p> <p>本県での類似の調査については、直近では、「県産農産物地方主要5都市別販路・販売拡大に向けた調査等」(H29年)を行っておりますが、調査報告書の閲覧は、別途、山形県情報公開条例に基づく開示請求の手続きが必要となります。</p> <p>なお、公文書を開示するかどうかの決定は、請求書の受付の日から原則として15日以内に行い、「決定通知書(開示・一部開示・不開示)」でお知らせすることとなります。</p> <p>(参考)「山形県の情報公開制度」HP  <a href="https://www.pref.yamagata.jp/020023/kensei/joho/johokokai/johokokai_top.html">https://www.pref.yamagata.jp/020023/kensei/joho/johokokai/johokokai_top.html</a></p>

質問事項 6	<p>受託した場合、県から各調査対象機関や団体、業者等に対して、文書等の発出はできるか。</p>
回 答 6	<p>各調査対象機関等への連絡については、原則受託者で行っていただきます。ただし、業務を進めるにあたり、県から文書発出の必要性が生じた場合には、県と協議のうえ、対応していくこととなります。</p>

質問事項 7	<p>全国の主要卸売市場の想定はどこで、何か所か。</p>
回 答 7	<p>首都圏や関西圏の卸売市場のほか、札幌市、名古屋市、金沢市、広島市、福岡市など、地方主要都市の卸売市場を想定しておりますが、調査対象箇所を選定も含めて企画提案書の中で御提案ください。</p>

質問事項 8	<p>ECは電子商取引のことと思うが、インターネットを介したネット取引すべてと理解してよいか。</p>
回 答 8	<p>幅広くインターネットを介した取引を想定しておりますが、調査対象等も含めて企画提案書の中で御提案ください。</p>

質問事項 9	「ネット販売等に資する各種ツール」とは、P Cやスマートフォンを指すのか。それともWEB広告（LINE、ツイッターを含）を指すのか。
回 答 9	P Cやスマートフォンにより行うネット販売等のWEBサービス・アプリケーションなどを指します。

質問事項 10	「市場外流通及び系統外流通の実態把握」でアンケート予定の県内生産者のリスト等はあるか。
回 答 10	県内生産者のリストはありません。アンケート調査方法も含めて企画提案書の中で御提案ください。

質問事項 11	「県産農産物に関する基礎調査」について、 ①「主要卸売市場のデータから県産農産物の取扱い動向も確認」とあるが、動向等を調査と理解してよいか。また、県等で持っているデータの提供はできるか。 ②「ニーズ調査は、消費者及び実需者に対して、それぞれの方法で行うこと」とあるが、どのようなニーズ、方法を想定しているのか。
回 答 11	①県内全てのJ A等に行う地域別出荷量調査とともに、主要卸売市場における県産農産物の取扱動向についても調査をお願いするものです。なお、県で持っているデータはございませんので、調査方法等も含めて企画提案書の中で御提案ください。 ②ニーズの把握や調査方法については、企画提案書の中で御提案ください。

質問事項 12	「調査内容で得た情報は、委託者が権利を有する。」とあるが、有償で販売は可能か。
回 答 12	有償、無償に関わらず、受託者が第三者に提供することはできません。

質問事項 13	本調査に使用するデータで、県が提供できないデータはどれか。一覧で示せるか。
回 答 13	本調査は、受託者が県との契約に基づき実施するものであり、県からのデータ提供を前提としてはおりません。ただし、業務を進めるにあたり、県で提供可能なデータがある場合には、県と協議のうえ、対応していくこととなります。